

「緊急事態宣言」解除後の当事務所の対応について

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響を受けられた皆さまには心よりお見舞い申し上げます。

医療従事者の皆さまのご尽力に心より御礼申し上げます。

「緊急事態宣言」が解除された後における当事務所の対応について、お知らせいたします。

「新しい日常」・・・在宅勤務の継続について

当事務所では「新しい日常」を実践すべく全職員を対象に、

リモートワーク(テレワーク)による在宅勤務を継続いたします。

メールのやりとりは通常どおり対応可能です。職員にはそれぞれスマホを貸与しております。

事務所に出勤する職員の人数を最小限にしておりますので、

郵便や宅配便の受発送等で支障が生じる場合がございます。

行政等の窓口に出向くことは差し控えており、手続きは電子申請または郵送で行っております。

お客さまにはご不便をおかけしますが、何卒ご了承くださいますようお願い申し上げます。

対応期間

2020年5月26日(火)以降、当分の間

住 社会保険労務士事務所 所長 住 美賀子